める件 労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定

(平成十四年金融庁・厚生労働省告示第四号)

		働金庫等及び特定承継会社等」とする。
		び特定承継会社等」と、同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労
		社等」と、第三条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及
		同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労働金庫等及び特定承継会
		行に限る。)をいう。第二号及び次条第二項において同じ。)」と、
		)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社(銀
		よる信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号
		者及び特定承継会社等(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に
		用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する
		定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適
		項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特
		び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一
	(新設)	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及
		附則
現 行		改 正 案

労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号)

Ξ 労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる 業務の代理又は媒介を定める件

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号)

	すりと言いに生気を終され、くつと
	「掲げる皆又は寺宦承継祭出」とする。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	、う。次条第二号において同じ。)」と、
	る法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する
	庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関す
	、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社(農林中央金
	用については、第一条第二号中「又は告示」とあるのは「、告示」と
	定業務を営む場合における第一条第二号及び第二条第二号の規定の適
	項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特
	び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一
(新設)	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及
	附則
現 行	改正案

兀 照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号)

に規定する特定承継会社」とする。化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項	中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林	に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用	十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号	の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二	第十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業	(特定承継会社に係る特例)	附則	改正案
					(新設)		附則	
								現
								行

五. 合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件

(平成二十六年金融庁・厚生労働省告示第七号)